目　次

１．教育目標、学校運営の重点	Ｐ	１
２．十八中生に育みたい「生きる力」	Ｐ	２
３．主な年間行事	Ｐ	２
４．校時表	Ｐ	３
５．学校での学習	Ｐ	３
６．生徒会活動	Ｐ	７
７．クラブ活動	Ｐ	７
８．学校生活の基本的な注意事項	Ｐ	７
９．服装	Ｐ	８
１０．体操服類・上靴、体育館シューズ	Ｐ	８
１１．校舎教室配置図	Ｐ	９
１２．校区	Ｐ	１０
１３．第十八中校区「めざす１８歳像」	Ｐ	１０
１４．非常変災時の措置	Ｐ	１２
１５．健康・安全	Ｐ	１２
１６．第十八中学校ＰＴＡ会則	Ｐ	１４
１７．第十八中学校区「子育ち・ふれあいの会」	Ｐ	１８

十八中校歌

一、朝な夕なに　仰ぎ見る
　山なみやさし　五月山
心をひらき　支えあう
　出会いの広場　ここにあり
ああ　ああ豊中十八中

二、真白に映ゆる　学び舎の
　清き姿の　目にさやか
友と学ばん　いざ共に
　語らう心　優しけり
ああ　ああ豊中十八中

三、緑に燃ゆる　校庭の
　永久の命よ　健やかに
はるか未来を　望みつつ
　若き瞳は　かがやけり
ああ　ああ豊中十八中

【 教 育 目 標 】

人間尊重の精神をもとに	◎ 人を思う〝優しい心を〟 ◎ 命を守る〝健やかな体を〟 ◎ 未来に生きる〝大きな望みを〟　育む

１．学校運営の重点

「信頼」と「規律」のある十八中づくり
相手の気持ちに耳を傾け、自分の気持ちをことばで伝えられる力を育成する

① 自他の尊厳を重んじ、いかなる差別もしない・させない・許さない人権尊重の精神に徹した十八中教育を推進する。
② ともに高め合う人間関係の育成をめざし、自ら考え学ぶことの喜びや充実感が得られる学習活動を推進する。
③ 学習指導要領に基づく教育課程の充実に向け、学習活動の一層の工夫・改善に努める。確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育み、「生きる力」を養う。
④ 家庭・地域との連携とともに学校間の交流を進め、信頼される「開かれた学校」づくりに努める。

（１）学習指導の重点

① 少人数授業やＴＴ等の研究・開発に努め、個に応じた指導の工夫・改善を図るとともに、わかる授業・楽しい授業の創造と充実に努める。
② 基礎的・基本的知識技能の習得を図るとともに、思考力、判断力、表現力を養い、自己学習力を育む。
③ ともに学び、ともに高め合う学習態度を養うなかで、自ら考え判断し行動できる力を培えるよう、総合的な学習の時間等の創意工夫に努める。
④ 道徳教育・特別活動を計画的に推進し、豊かな人間性を育む教育の充実に努める。
⑤ コンピュータ等ＩＣＴ機器について、授業での積極的な活用を図るよう努める。

（２）生徒（生活）指導の重点

① 生徒との心のふれあいを大切に、きめ細かな生徒理解に努め、個性の伸張を図るとともに、集団生活の喜びが味わえる学校・学級づくりを推進する。
② 信頼と規律を重んじ、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、ともに高め合い励まし合う仲間づくりに努める。
③ 生徒や保護者との信頼関係を深め、相談活動の充実を図るよう努める。
④ 家庭・地域並びに関係機関との連携を密にし、生徒の健全育成に努める。
⑤ 生徒会活動などを通じて、生徒の自治能力を高めるよう努める。

（３）健康管理の指導の重点

① 基礎体力の向上と健康管理の指導に努め、たくましい心身の育成を図る。
② 美化意識を高め、豊かで潤いのある教育環境づくりに努める。
③ 施設・設備の充実を図り、安全教育の徹底と生命尊重の態度を育む。

２．十八中生に育みたい 「生きる力」

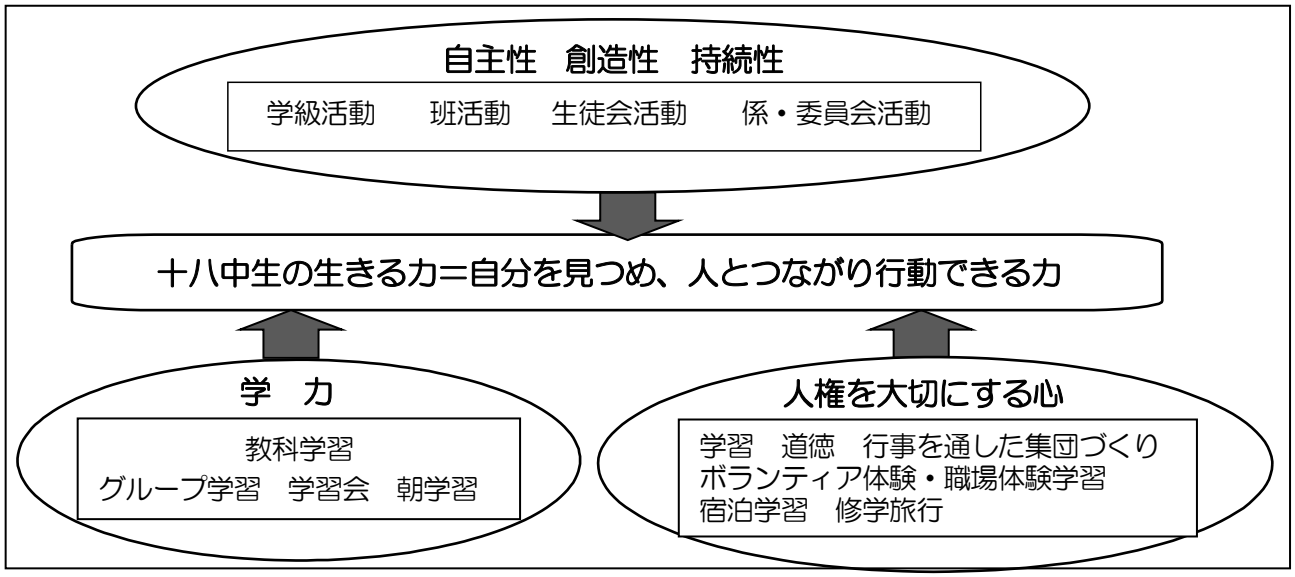

３．主な年間行事（年度により変更することがあります）

	前	中	後
１学期	入学式 始業式 二者面談 体位測定 内科検診 スポーツテスト ※全国学力・学習状況調査	授業参観 校外学習(２年) 修学旅行(３年) 検診(眼科・耳鼻科・歯科・検尿) 実力テスト①(３年) クラスミーティング 協働授業	進路説明会①(全学年保護者対象ｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ) 期末考査 三者懇談 終業式 学習会(夏休み)
２学期	始業式 実力テスト②(３年) 平和学習 体育大会 ※大阪府チャレンジテスト(3年)	授業参観、中間考査 実力テスト③(３年) 進路説明会②(３年保護者対象ｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ) 職場体験学習(２年) ボランティア体験学習(１年) 進路懇談(３年) 生徒会役員選挙（後期）	期末考査 三者懇談 小中交流会 合唱祭 終業式
３学期	始業式 実力テスト④(３年) ※大阪府チャレンジテスト(1,2 年) 学年末考査(３年) 授業参観 新入生保護者学校見学会	学年末考査(1,2 年) 進路懇談(３年) ※私立入学試験 ※大阪府公立特別選抜	クラスミーティング ３年生を送る会 卒業式 生徒会役員選挙（前期） 修了式 ※大阪府公立一般選抜

※【毎月】あいさつ運動、クリーン作戦

【休業日】（年度により異なります）

・創立記念日(６月７日)
・長期休業日（春季３/２５～４/７・夏季７/２１～８/２４・冬季１２/２５～１/７）
・土曜日、日曜日、祝日
・学校閉庁日（８月１２日～１５日、１２月２９日～1 月３日）

４．校時表

	５０分授業時程			４５分授業時程		
登　校	８：30	～	８：40	８：30	～	８：35
Ｈ　Ｒ	８：40	～	８：45	８：40	～	８：45
第１限	８：50	～	９：40	８：45	～	９：30
第２限	９：50	～	10：40	９：40	～	10：25
第３限	10：50	～	11：40	10：35	～	11：20
第４限	11：50	～	12：40	11：30	～	12：15
給　食	12：40	～	13：00	12：15	～	12：40
昼休み	13：00	～	13：25	12：40	～	13：00
第５限	13：30	～	14：20	13：05	～	13：50
第６限	14：30	～	15：20	14：00	～	14：45
清　掃	15：20	～	15：35	14：45	～	15：00
終　礼	15：35	～	15：45	15：00	～	15：10

※一般生徒の下校時刻は 17：00 です。

５．学校での学習

（1）授業（ 月～金曜日　５０分×６時限、短縮授業のときは４５分授業になります ）

・必修教科（９教科）　　教科担任制（教科ごとで先生が変わります）
国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語
少人数の分割授業やＴＴ(複数教員で授業するティームティーチング)等を行う教科もあります。

・道徳
将来をよりよく生きるため自分で考え、友だちの考えから学んで、判断する力をつけます。

・特別活動(学活・学校行事・学年行事・生徒会活動など)
３年修学旅行、２年校外学習、体育大会・合唱祭等にむけて仲間と取り組みます。

・総合的な学習の時間
仲間づくり、協働授業、ボランティア体験学習、職場体験学習、平和学習、進路学習など、学習したことを基本にしてさまざまな行事や課題に取り組みます。
※協働授業やボランティア体験学習・職場体験学習等、地域と連携した体験学習活動を行います。

（2）補充的な学習

・グループ学習　　総合的な学習の時間等において、教え合い学習を行います。
・放課後学習　　テスト前、短縮期間中等に放課後学習会を行います。

（3）テスト

・定期考査（年４回予定）　テスト１週間前からクラブ活動はありません。
１学期　：　期末テスト
２学期　：　中間テスト　期末テスト
３学期　：　学年末テスト(３年：１月下旬　１、２年：２月下旬)
・３年実力テスト（年４回予定　６月、９月、１０月、１月）

（4）メロディチャイム

授業の始まりと終わりに、校歌のメロディが流れます。その間に移動や準備を済ませ、着席します。

（５）各教科の内容と留意点

【 国語 】

国語の「読む・書く・話す・聞く・考える」ことは、すべての教科に関わるとても大切な力の一つですが、年々国語を苦手とする子どもが増えてきています。国語の基礎的な力を身に付けるために、家庭での会話を増やしたり、読書の習慣を身に付けたりして、語彙力(ことばの数)を増やすことが大切です。授業時間は、１，２年生は週に４時間、３年生は週３時間です。国語辞典は、確かな語彙力をつけるためには小学生時に使用していたものでは間に合わなくなると思われます。できれば中学生以上を対象にしたものを用意するのが望ましいです。

【 社会 】

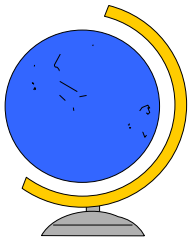

１年生では、地理的分野（主に世界の諸地域）と歴史的分野（室町時代ぐらいまで）を学習します。２年生では地理的分野（主に日本の諸地域）と歴史的分野の後半を学習します。３年生では、歴史的分野の残ったところと公民的分野（現代社会の生活や政治、経済、国際社会など）のすべてを学習します。

【 数学 】

「算数」から「数学」に名前が変わり、とても難しくなるような感じがします。しかし、毎日の授業を大切に、その都度しっかりと理解をしていけば、心配することはありません。１年生では週に４時間の授業があります。理解を深めるには、復習（家庭学習）が必要です。授業で出された宿題には、ていねいにとりくむ習慣をつけていきましょう。小学校での学習との大きな違いは、計算や数と数の関係、図形の問題において、筋道を立てて考える、文字を使って根拠を説明することです。１年生で学習したことを発展させて２年生で、２年生で学習したことを発展させて３年生で学習することになります。１年生で基礎・基本を固めることが大切です。

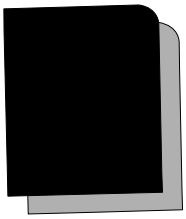

【 理科 】

中学校の理科の学習内容は、１分野と２分野に大きく分けられます。１分野とは、ものの形や動き、特徴などを研究する「物理」と呼ばれる分野と、薬品を使ってものの性質を調べる「化学」とよばれる分野です。２分野とは、植物や動物の体のつくりを観察しながら、その特徴を整理する「生物」という分野と、岩石や天気、星など、地球や宇宙のつくりを学ぶ「地学」という分野です。小学校で学習した内容をさらに深く学び、実験・観察をもとに、論理的・数量的な扱いが加わります。今まで日常生活の中で不思議に思ってきた現象が少しずつ解明されていく喜びを味わうことは、科学を学習する一番のおもしろさです。科学を楽しみ、科学的に考える力を身につけていけるような学習を進めていきます。

【 英語 】

英語を通じてコミュニケーションの力を身につけること、また、言語や文化に対する理解を深めることを目標とします。中学校で学習する英語は基礎的な内容です。がんばれば、がんばった分だけ力がつく教科なので、授業をしっかり聞いて活動し、毎日少しずつ学習していきましょう。授業で必要な持ちもの、ノート、辞書等については、入学後、授業の中で説明します。

【 音楽 】

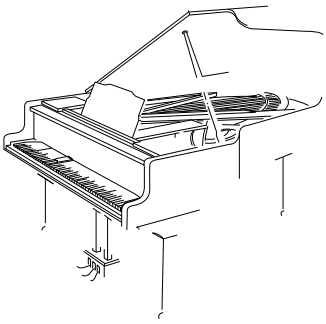

「音楽」の時間は学期によって違いますが、１年生から３年生まで週に１時間が基本です。ですから数少ない授業を大切に、その都度しっかりと前向きに取り組んで欲しいと思います。中学校での音楽は基本的には小学校での学習との大きな違いはありませんが、実技においてはソプラノリコーダーから、アルトリコーダーになります。また歌唱に関しては、変声期を経て同声合唱から混声合唱が中心になります。２学期には合唱祭を行っています。

３年間で基本の力だけでなく感性や表現力をしっかり身につけて欲しいと思います。そのためには、恥ずかしがらずしっかり声を出し、間違うことに臆病にならず、楽しく前向きに取り組んでいって欲しいと思います。

〈音楽の授業で気をつけてほしいこと〉

〇忘れ物をしないようにしましょう。特にリコーダーを忘れるとその時間学習できないことになります。

〇教室から離れた、音楽室に移動しての授業になります。授業遅刻をしないようにしましょう。

【 美術 】

小学校の『図画工作』では、表現したり鑑賞したりする喜びを味わってきました。中学校『美術』では、今まで学んだことを生かしつつ知識や技能を広げて深めていきます。作品を作ったりする表現活動と作品をよく見る鑑賞活動を通して、イメージする力、伝え合う力、感じる力などを身につけ、自分自身を知り、豊かな感性を育てる時間です。

「うまく」よりも「真剣に向き合って」取り組むことが大事です。

〇授業で活用する資料などを自分で用意してもらうこともあります。忘れ物に気を付けましょう。

〇小学校で使用していた彫刻刀などの道具も使うことがあります。大切に保管しておいてください。

〇中学校で使用する道具については、入学後に説明をしますので事前に購入する必要はありません。

〇授業の中で子どもたちが自分なりに一生懸命悩み、考えて作った世界に一つだけの作品です。お家に作品を持って帰ることがあれば、ぜひ、たくさんほめてあげてください。

【 保健体育 】

保健体育の学習は大きく二つの分野にわかれます。

『保健』

心や体の健康を保持し生涯にわたって健康的な生活習慣を身に付ける観点から、心身の発達・環境問題・傷害の防止・病気の予防などについて学習します。

『体育』

規律ある集団行動の中で体操・器械運動・陸上競技・球技・水泳・武道等を実際に行います。運動を科学的に理解し、仲間と一緒に練習を積み重ねることによって、個人に応じた技術・体力の向上や仲間づくりをねらいとするものです。ＩＣＴ（タブレット）を活用し、自分の動きを見て確認することで、課題を見つけて工夫し改善する取り組みも行っています。

また、けがや事故の防止という点からも集団行動を重視し、かつ運動する楽しさを感じてほしいと思います。中学生の時期は心身の発達が盛んな時期なので、体育の授業だけでなく、機会をみつけて積極的に体を動かしましょう。

半袖体操服・ハーフパンツ・ジャージ上下・水着・体育館シューズは本校指定のものを着用します。

【 技術・家庭 】

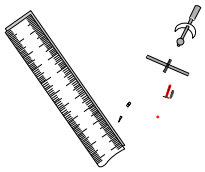

実習を伴う教科であり、木材・金属を使用してのものづくりや、電気、情報、衣生活、食生活、家族のことなど広い分野にわたって学習します。生活の中にあるさまざまなものがあり、そのすべてが人の手によって作られていること、そしていろいろな工夫がされていることを学びます。その中でも特に、ものを作ることの大切さと、ものを作ることの喜びを感じてほしいと考えています。学習の場所は、ＨＲ教室だけでなく、実習室、調理室、コンピュータ室などさまざまです。

＜特に気をつけてほしいこと＞

〇理論と実習の両輪がうまく機能しないと十分な学習ができないので、両方を大事にしてください。

〇忘れ物をしないようにしましょう。

〇授業が始まる前（特に実習）の注意事項や説明はしっかり聞くようにしましょう。

〇提出物が多いので、出し忘れる事のないようにしましょう。

〇移動することが多いので、遅刻をしないようにしましょう。

【 道徳 】

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、読み物教材を用いて、自己を見つめ、物事を多面的多角的に考え、友だちと議論しながら、自己の生き方を深める学習をします。

（６）学習評価

各教科における評価は，学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価します。「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点を観点ごとに ABC の 3 段階で評価し、その評価を総合的に判断し、1～5 の 5 段階評定で表しています。各教科は学習目標に基づいて、平常の授業中における努力、平常のテスト、課題学習や作品などの提出物、定期考査のテスト等を観点別に評価します。

詳細は、新年度に配布する「家庭学習の手引き」でお知らせします。

※１、２年生国語・社会・数学・理科・英語・保健体育の 5 段階評定は年 3 回、各学期末に通知表でお伝えします。音楽・美術・技術家庭科の 5 段階評定は年 2 回、10 月末と 3 学期末に通知表でお伝えします。(前後期制)

３年生全教科の５段階評定は年３回、各学期末に通知表でお伝えします。

【家庭学習について】
1. 決まった時間に、決まった場所で学習しましょう。１日２時間をめどに、学習計画を立て、適度な休息時間をとる習慣をつけましょう。
2. 家庭学習を通して持続力をつけましょう。
3. 健康に気をつけましょう。

（７）教科用図書（教科書）

・教科書は無償給与されます。使用する教科書は豊中市で採択されています。

・一度給与された教科書は再給与されません。紛失等の場合はご家庭で購入していただきます。

・学年の中途で転学した場合、転学後において使用する教科書が転学前と異なる場合に新たに教科書が給与されます。

【教科書取扱店】・豊文堂　所在地：豊中市中桜塚１－２－７（阪急岡町駅前）
電　話：０６－６８５３－２１４３

・古川商店　所在地：豊中市上野西２－１９－２
電　話：０６－６８５４－２１４３

６．生徒会活動

・役　　員：会長、副会長、書記、会計　（＋有志のスーパー執行部　十数名）
・専門委員会：学年協議会（クラス代表）、文化図書委員会、保健環境委員会、体育委員会、放送委員会
・おもな活動：専門委員会・生徒議会・生徒集会、体育大会オープニング、クラス応援旗作成、ＰＴＡとの交流、中学生シンポジウムの参加、クリーン作戦、文房具回収ボランティア、あいさつ週間、小中交流会、３年生を送る会、合唱祭、ふれあいフェスティバル、その他生徒会主催のイベントの企画等

７．クラブ活動

・文化クラブ：吹奏楽・美術家庭科・太鼓
・運動クラブ：サッカー・テニス・バレーボール・バスケットボール・水泳・陸上
バドミントン・卓球

８．学校生活の基本的な注意事項

１．常に健康に留意し、生活信条を守り十八中生としての自覚をもつこと。
２．登校・下校の時刻を守ること。
３．遅刻・欠席・早退等の場合には、保護者から担任へ連絡すること。
４．遅刻した場合は、一度職員室へ行き、確認票に記入してもらってから授業の教室に行くこと。
５．登下校は年度初めに確認をした道を通ること。
６．服装は学習の場にふさわしい服を自主的に判断し着用すること。
７．校舎内は上靴、体育館は体育館シューズにはきかえること。

● 人との出会いを大切に

・一人ひとりが気持ちよくあいさつをしましょう。
（おはよう、ありがとう、失礼します、すみません、さようなら等）
・一人ひとりが人権を大切にし、心豊かな関係をつくりましょう。

● 時間を大切に

・生活に目標を持ち、時間を決めて自主的に行動しましょう。
・常に学習、クラブ活動に集中できるように心がけ、積極的に取り組みましょう。

● 物を大切に

・持ち物にはすべて記名しましょう。また、学校生活に必要がないものは持参しないようにしてください。
・公共物を大切にし、美しい学校、まちづくりをしましょう。

● 一人の社会人としての生活を

・ルールを守りましょう。
・礼儀正しく行動し、言葉を大切にしましょう。
・自分の意志で物事を決め、自分の言動に責任を持ちましょう。
・目標に向かって努力し、互いに協力するように心がけましょう。

９．服装

昭和６１年(１９８６年)の開校以来、教育理念に「人権尊重の精神に徹した人間の育成」を掲げ、教育活動の具体的課題の一つひとつを、この理念に照らして取り組んできました。標準服(グランドジャンパー)の制定に際しても、一人ひとりの人権を尊重し、自主的に行動できる人間に育ってほしいとの願いをもって検討してきました。

その後、生徒はもとより保護者や教職員から、その素材やデザイン、必要性についても検討すべきとの意見があり、生徒会・ＰＴＡ・教職員による合同服装検討委員会を設置し、生徒、保護者へのアンケート結果をふまえて議論を重ねました。

単に服装をどうするかという問題だけではなく、一人ひとりの生徒の自主・自律を根底に、仲間として互いに尊重し高め合える学校生活をつくりあげていくために、どのような課題があるのかを見つけ、よりよく解決していく力を育てていきたいという願いがあります。

平成１２年度(２０００年度)に４ヶ月間の試行期間を実施し、議論等を重ねた結果、平成１３年度(２００１年度)から自由服の導入をすることになりました。その後も生徒会とＰＴＡ、学校での議論を継続しながら、よりよい十八中生像を探り続けていかなければならないと考えています。

＊標準服についての考え方

「きまり」を守ることは大切です。しかし、「きまり」で行動を制限するのではなく、一人ひとりが「自分」を厳しく見つめ「きまり」を考えてほしいのです。これまでの十八中の標準服は、ただ単に服装をどうするかという問題として考えるのではなく、一人ひとりの人権を尊重し、自主的に行動できる人間に育ってほしいという願いから定められました。

１０．体操服類・上靴、体育館シューズ

＜体操服（夏用・冬用）、帽子＞

・指定のものを利用してください。
・インターネットでの販売となります。
・追加で購入する場合は、学校へ問い合わせください。
　＊ギャレックス大阪(株)　所在地：箕面市牧落３-１４-９　YOU'S１番館１F
　　電　話：０７２－７２４－６６４３

＜上靴＞

指定のものはありません。次のような靴を使用してください。
① 白色の布地、中央はゴムで伸び縮みするもの。
② 靴底は白色で凹凸の多くないもの。（床を傷つけないもの）
③ 簡単に履き替えのできるもの。（紐靴ではありません）

＜体育館シューズ＞

・指定のものを利用してください。
・ＵＳスポーツ商会で購入できます。
　＊ＵＳスポーツ商会　所在地：豊中市中桜塚１－２－２（阪急岡町駅前）
　　電　話：　０６－６８５５－３００１

１１．校舎教室配置図　令和５年度(2023 年度)

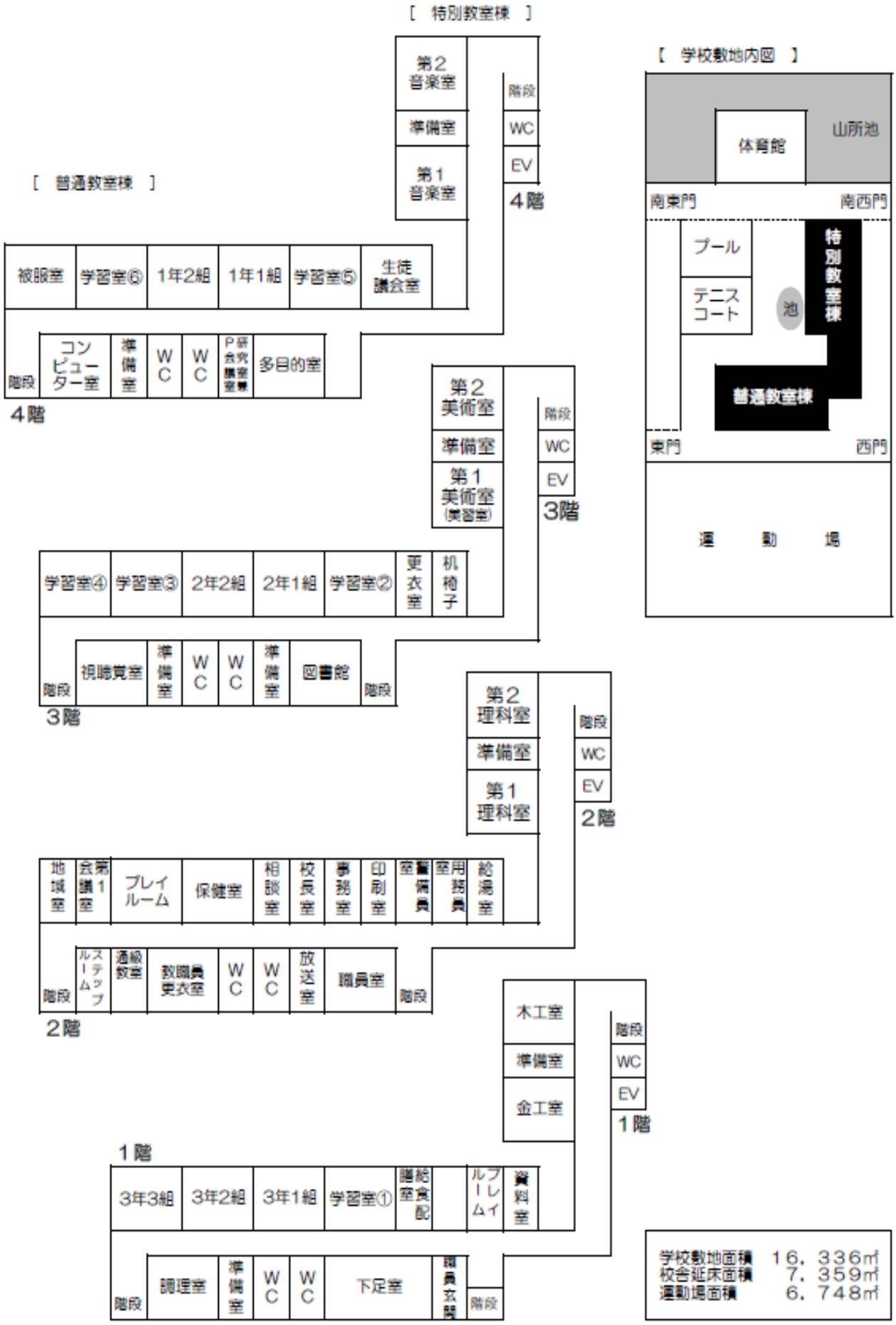

１２．校区

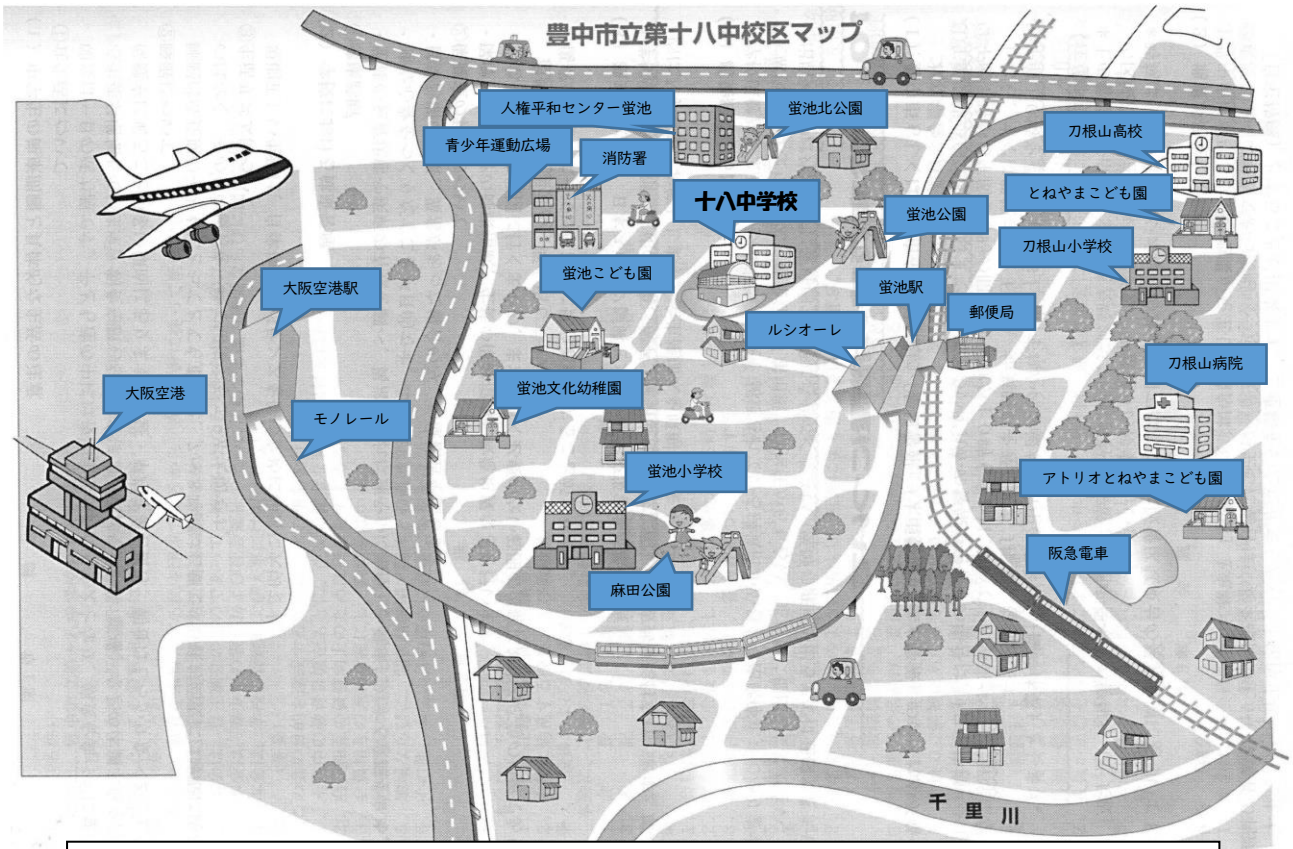

蛍池北町 1～3、蛍池西町 1～3、蛍池中町 1～4、蛍池東町 1～4、蛍池南町 1～3
清風荘 1～2、石橋麻田町(※石橋麻田町は、池田市立石橋中へ協議により区域外就学可)

１３．「めざす 18 歳像」について

めざす 18 歳像イメージ図

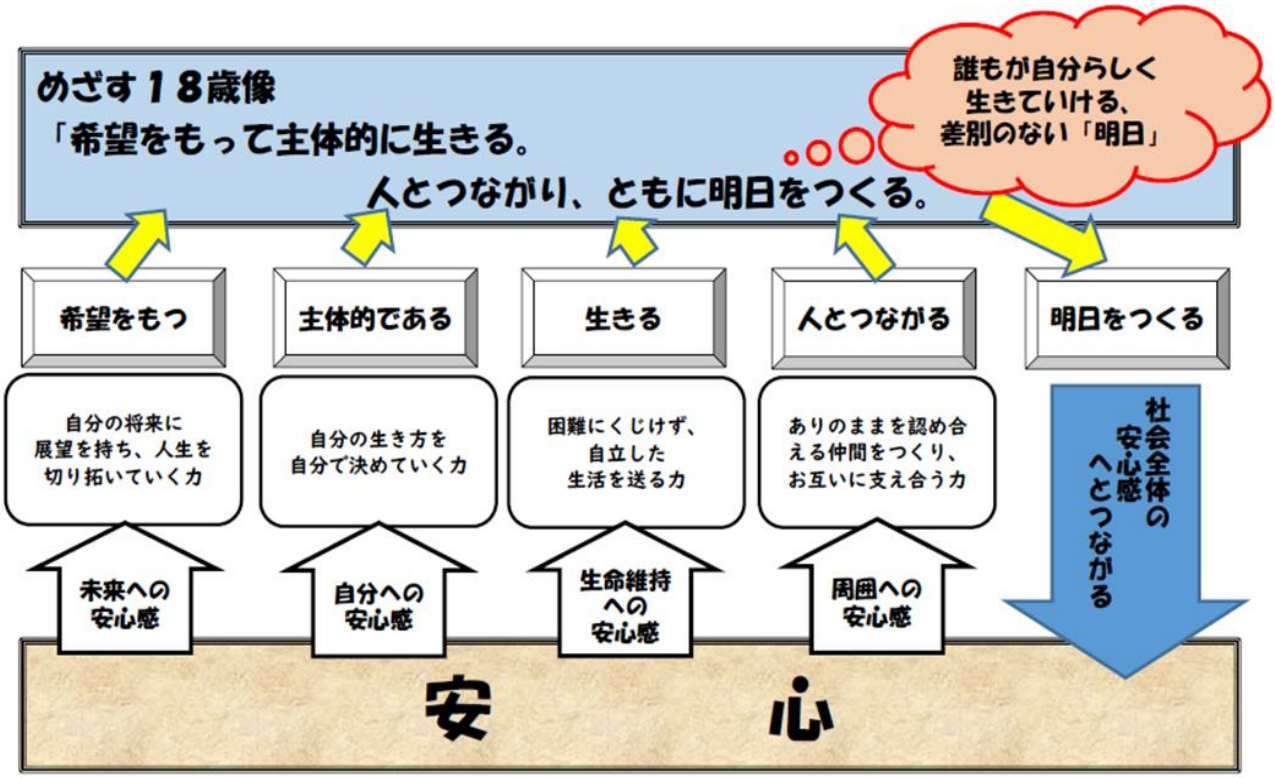

18 中校区「めざす１８歳像」

希望をもって主体的に生きる。人とつながり、ともに明日をつくる。

付けたい具体的な力とそのための重点

クラスや学校への**『安心』**を基礎に、日々の授業や行事・とりくみの中で「めざす 18 歳像」のための具体的な力の醸成をめざす。

「希望を持つ」＝自分の将来に展望を持ち、人生を切り拓いていく力

…自ら目標を設定しそこに向かって進む機会・生き方のモデルとなるような人や教材と出会う機会・世の中の出来事を学び、社会と自分とのかかわりについて考える機会などの推進。

「主体的である」＝自分の生き方を自分で決めていく力

…達成感を味わえるような行事やとりくみ・与えられた役割をこなそうとする姿勢を養うとりくみ・日々の授業のなかで主体性を養うことなどの推進。

「生きる」＝困難にくじけず、自立した生活を送る力

…命の大切さの学習・チャレンジしやすい学校環境づくり・人の思いにふれ自分と重ねるとりくみ・自らの権利について知る機会などの推進。

「人とつながる」＝ありのままを認め合える仲間をつくり、お互いに支え合う力

…お互いのちがいを肯定的に捉えるとりくみ・安心できる人や場所を自らつくろうとする姿勢を養うこと・自他ともに認め合える機会・まわりの人と協力して何かを成し遂げる機会などの推進。

⇩

上記のような機会・とりくみを総合的に推進し、
「明日をつくる」ために必要な力の醸成をめざす。

「明日をつくる」＝誰もが自分らしく安心して生きていける、差別のない「明日＝社会」を創っていく主体者になる力

※2022 年 4 月から成年が 18 歳に改定されること、また人生において自分の生き方を選択する機会として 18 歳というタイミングが大きな岐路になるであろうことを鑑みて、「18 歳」という年齢でのめざす姿を設定。

１４．非常変災時の措置

（１）豊中市もしくは豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令された場合

① 午前７時から午前１０時までの間に上記のいずれかの警報が発令中の場合、**「自宅待機」**とします。

② 午前７時から午前１０時の間(発表時刻が１０時も含む)において上記の警報がすべて解除になりましたら、すぐに**登校**させてください。始業時刻を遅らせて**「授業」**を行います。

③ 午前１０時を過ぎてもなお上記のいずれかの警報が発令中の場合、**「臨時休業」**とします。

【注意事項】

＊上記の警報が午前７時まで(発表時刻が７時も含む)に解除された場合や上記の警報が「北大阪」以外の区域に発令されているときは、平常通りの授業を行います。

＊時刻は、テレビ・ラジオなどの放送時刻ではなく、大阪管区気象台の**発表時刻**に基づいてください。

（２）地震が発生した場合

① 豊中市に震度５以上の地震が発生した場合、**「臨時休業」**とします。

② 震度５未満の地震であっても〈一定の被害〉が生じた場合、安全確保の上から**保護者の判断で「自宅待機」**とすることが可能です。ご連絡をいただきましたら「出席停止扱い」とします。

１５．健康・安全

（１）中学生の健康問題と具体的な生活の注意

① 食生活について

朝食を摂らずに登校する生徒がいますが、朝食は一日の活力源です。朝食を摂らない場合、「疲れやすい」「腹痛」などの体調不良を訴え、保健室に来ることが多い傾向にあります。早寝・早起きを心掛け、朝食はしっかり摂りましょう。また、季節を問わず水筒を持参し、こまめな水分補給を習慣づけましょう。

② 睡眠について

睡眠は成長期の子どもにとってとても重要で７～８時間は必要です。疲労回復には睡眠に勝るものはありません。その日の疲労を一晩で回復することが大切です。

③ 生活リズムについて

規則正しい生活は、自律神経のバランスを保つために非常に大切です。生活のリズムが夜型となりやすく、ひどくなると昼夜逆転してしまい、学校生活を送ることが困難になることがあります。

（２）学校における健康管理

① 健康診断

・生徒の発育状態や疾病の有無を調べ、異常があれば速やかに治療し、健康に対する意識を高め、健康な心身をつくりだすことが目的です。

・健康診断の結果、異常が疑われた場合のみ、治療勧告を出します。

② 保健室の利用について

・保健室は、心身の健康相談、生徒の保健指導、救急処置などを行います。

・救急処置は、医療機関に行くまでの、または行く必要のない範囲の傷病に対する応急の処置であり、治療ではありません。学校から薬を出すことはありません。

・傷病の程度によっては、家庭に緊急連絡をすることがあります。連絡先等の変更等がありましたら、速やかに担任までご連絡ください。

（３）独立行政法人　日本スポーツ振興センター（学校災害共済給付制度）

・学校管理下における生徒の負傷、疾病、発病または死亡に関して災害共済給付を行います。加入案内は入学当初にお渡しします。全生徒加入をお願いしています。

（４）学校感染症による出席停止

・学校保健安全法に基づき、新型コロナウイルス、インフルエンザ等学校感染症にかかった場合、医師の指示に従って、登校許可が出るまで「出席停止」となります。欠席扱いにはなりませんので、学校までお知らせください。
・出席停止中は外出せず、家庭内で安静にしましょう。

参考　学校感染症と出席停止の基準

（学校保健安全法施行規則第 19 条 令和5年5月8日改訂）

	病名（潜伏期間）	出席停止の基準
第一種	感染症予防法に規定される1類・2類感染症（結核をのぞく） エボラ出血熱、ペスト、など 11 種	治癒するまで
第二種 学校で流行しやすい飛沫感染をする感染症	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん【はしか】	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎【おたふくかぜ】	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発しんが消失するまで
	水痘【みずぼうそう】	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	腸チフス、パラチフスコレラ 腸管出血性大腸菌感染、細菌性赤痢急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症※	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。

※その他の感染症については感染症胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノ）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症などは学校でよく聞く感染症です。出席停止基準は「病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで」です。

１６．豊中市立第十八中学校ＰＴＡ会則　　令和4(2022)年11月27日改正

第１章　　総　則

第１条　（ 名　称 ）

本会は、「豊中市立第十八中学校 PTA」と称する。

第２条　（ 会　員 ）

本会は、下記の者を会員（以下、「会員」と言う）とする。

１．十八中に在籍する生徒の保護者で入会を希望される方。

２．十八中に勤務する校長および教職員

第３条　（ 目　的 ）

本会は、会員が提携協力して、生徒の健やかな育成をはかると共に、会員が社会人としての資質向上をはかることを目的とする。

第４条　（ 基本方針 ）

本会は、教育を本旨とする民主団体であるから、次の方針に従って活動する。

１．本会は、宗教および政治活動には関与しない。

２．本会は、自主独立のものであり、他のいかなる支配も介入も受けない。

３．本会は、青少年の教育および社会福祉のために活動する他の機関ならびに団体に協力する。

４．本会は、学校の方針および人事には関与しない。

第５条　（ 事　業 ）

本会の目的を達成するために、次の事業を行う事ができる。

１．十八中の教育目標をもとに、生徒の健全な育成と福祉をはかる。

２．会員相互の資質向上のために研修をすすめる。

３．会員相互の連絡を密にし、親睦をはかる。

４．教育環境の整備をはかる。

５．地域ならびに、関係諸機関・団体との連携をはかる。

６．その他、本会の目的達成に必要な事業を行なう。

第６条　（ 個人情報取扱規則 ）

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第２章　　組　織

第７条　（ 役員・会計監査の選出 ）

本会に、会員の中より役員・会計監査を選出する。

１．会　　長　１名

２．副 会 長　２名

３．書　　記　１名

４．会　　計　１名

５．会計監査　２名

※必要な場合は特に役職・人数を限定せず、役員団として活動できる。

第８条　（ 役員・会計監査の任務 ）

１．会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２．副会長は、会長を補佐し、会長不在時は代理を務める。

３．書記は、会務を記録し、各会合について通知する。

４．会計は総会で承認された予算に基づいて一切の会計事務を処理し、翌年度当初の総会でその結果を報告する。

５．会計監査は、毎年２回（１０月・３月）定例監査を行ない、適正な会計が出来ているか監査する。

６．会長、副会長、書記、会計の役員のうち２名以上は、当年度の豊中市立第十八中学校区青少年健全育成会（以下、「十八中校区青少年健全育成会」という）の役員を兼ねる。

第９条　（ 役員・会計監査の任期および資格 ）

１．役員および会計監査の任期は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

２．１家庭１回を原則とする。ただし、役員は再選を妨げない。

３．役員および会計監査は、翌年度の総会にて事業報告及び会計報告を行う。

４．役員が止むを得ぬ理由により辞任を申し出た時は、運営委員会にはかり必要に応じて欠員の補充をする。その場合の任期は前任者の残りとする。選出は運営委員会で審議し、立候補の無い場合は、運営委員より決定するものとする。

５．公選による公職者は役員になることはできない。また、役員が公職選挙に立候補する時は、その役を辞任しなければならない。

第１０条　（ 役員・会計監査および各委員の選出 ）

１．翌年度の役員・会計監査および各委員の候補者を定めるため、毎年選挙管理委員会を設ける。

２．選挙管理委員は、会員の中から各学年２名以上と教職員で構成される。

３．選挙管理委員の名前は、委員会の設立と同時に全会員に通知する。

４．役員・会計監査および各委員の立候補にあたっては、選挙管理委員会からの受付用紙にて行う。
立候補多数の場合は、選挙管理委員会で協議して推薦するものとする。
同時に、本人記名形式での役員推薦状も選挙管理委員会へ提出できるものとする。

５．選挙管理委員会は、役員・会計監査および各委員候補を書面にして名前と役職名等を全会員に通知する。役員・会計監査および各委員は３月中に総会または文書で全会員に諮り決定する。

第１１条　（ 役員会 ）

１．役員会は、本会の役員および校長・教頭をもって構成する。

２．役員会は、会長が必要に応じて随時召集する。

第１２条　（ 運営委員会 ）

１．運営委員会は、本会の役員・各委員会の正副委員長および校長・教頭をもって構成する。
会計監査・選挙管理委員会は、運営委員会には含めない。

２．運営委員会は、会長が必要に応じて随時召集する。

３．運営委員会は、過半数出席により議案の決定権を有するものとする。
運営委員会は、各種委員会の事業計画の連絡承認・調整・総会へ提出する議案作成等につ

いて審議する。その他、臨時的に発生した案件についても決定することもできる。

４．運営委員の役員・各委員会の正副委員長は、人権教育推進委員協議会推進委員を兼務する。

５．役員は任期満了後、3 年間は運営委員・選挙管理委員を含む学年委員を辞退する権利を有する。

第１３条　（ 各種委員会 ）

１．本会の活動を円滑にすすめるため、各学年より各委員を２名以上選出する。

（1）　施設文教委員会：会員・生徒のための文化的事業及び施設環境に関する各種事業の推進をはかる。

（2）　広報委員会：会員ならびに地域に対する広報活動に努める。

（3）　生活指導委員会：十八中校区青少年健全育成会と連携を図る為、委員長１名、副委員長２名を選出し、十八中校区青少年健全育成会の役員を兼ねる。

（4）　学年活動委員会：学級・学年の相互連携に努め、学年委員会活動の推進をはかる。

３．各種委員会は正副委員長を互選によって選ぶ。ただし、学年活動委員会は学年別に正副委員長を互選によって選ぶ。正副委員長は、任期満了後３年間は正副委員長を辞退する権利を有する。

４．原則として、正副委員長を含む委員はその一子につき一回とする。
但し、著しい生徒数減少などによりこれを行えない場合はこの限りではない。また、翌年度の委員選出について本人の希望により、立候補することができる。

第１４条　（ 特別委員会 ）

本会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。特別委員会の構成は年度当初に役員会において決定する。
特別委員会の委員長は、会長が兼務するものとする。

第３章　　総　会

第１５条　（ 総　会 ）

１．総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

２．定例総会は、毎年、年度初めに開き、予算・決算の承認、その他重要事項を審議する。
但し、運営委員会の決定により、臨時総会を開催することもある。

３．臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の１０分の１以上の要求があった場合、会長が招集する。

４．総会の定足数は会員の４分の１（委任状を含む）とし、決議は出席者の過半数とする。

第４章　　会　計

第１６条　（ 経　理 ）

１．本会の経費は、会費その他の収入によってまかなう。

２．本会の会費は、一家庭月額３００円とする。

３．本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第１７条　（ 会計年度 ）
本会の会計年度は４月１日から翌年３月末日までとする。但し、新年度予算成立までの経理は、暫定予算として、役員会の責任において執行することができる。

付　　則

第１条　① この会則は１９８６（昭和６１）年９月２５日から実施する。
② １９９１（平成　３）年1月２６日改正　第１３条２
③ １９９３（平成　５）年５月　１日改正　第１３条２
④ １９９７（平成　９）年５月１７日改正　第１２条1，４、第１３条1，２
⑤ ２００３（平成１５）年５月１６日改正　第８条１
⑥ ２０１１（平成２３）年５月１６日改正　第８条２
⑦ ２０１２（平成２４）年２月１６日改正　第６条、第８条、第９条
⑧ ２０１４（平成２６）年３月　７日改正　第６条、第７条、第８条、第９条、
第１０条、第１２条1，３、第１３条1，２
第１４条、付則第２条
⑨ ２０１７（平成２９）年５月２５日改正　第２章　第９条 １（追記）、第１２条 ５
⑩ ２０１８（平成３０）年３月１５日改正　第５条、１３条　５　追記
第１４条　１（1）統合
⑪ ２０１９（平成３１）年２月２５日改正　第２章　第９条　２
第３章　第１４条1、1の（４）、２
３（追記）、４（追記）
⑫ ２０２０（令和２）年２月２０日改正　第２章　第８条　６（追記）
第３章　第１３条　５（追記）
第１４条　１（３）（追記）
⑬ ２０２２（令和４）年１１月２７日改正　第１章　第４条　４（修正）
第２章　第７条・第８条・第１０条
第１２条・第１３条（修正）

第２条　この会則は総会において３分の２以上の賛成により改正することができる。
ただし、改正案は総会前までに全会員に通知しなければならない。

ＰＴＡ慶弔規定

第１条　この規定は豊中市立第十八中学校ＰＴＡ会員の慶弔について、必要な事項を定めるものとする。
第２条　対象は会員・生徒・および役員会で必要と認めたものとする。
第３条　運用は次のとおりとする。
１．会員及び生徒の死亡に際しては、香料５０００円または榊一対とする。弔旗を掲げ弔意を表す。
２．その他、慶弔にかかわる事項が生じた場合は、その都度役員会で協議する。
第４条　付　則
１．本規定は１９８６（昭和６１）年９月２５日より実施する。
①２０１４（平成２６）年３月　７日改正
２．本規定の改正の必要が生じた場合は、運営委員会で改正し全会員に報告する。
３．会葬者は、ＰＴＡ代表・学校代表・生徒代表を原則とする。
４．火災・自然災害・ＰＴＡ活動中における事故に関しては、運営委員会で協議し、決定する。ただし急を要する場合は役員会決議による。

１７．第十八中学校区「子育ち・ふれあいの会」

＜豊中市学校地域連携ステーション事業（学校支援地域本部事業）＞

（１）組織・体制について　　組織（31 団体　2022.4 月現在）

第十八中学校、螢池小学校、刀根山小学校、螢池文化幼稚園、とねやまこども園、螢池こども園、いずみ保育園、アトリオとねやまこども園、第十八中学校ＰＴＡ、螢池小学校ＰＴＡ、刀根山小学校ＰＴＡ、螢池こども園保護者会、HOTスペース、人権教育推進委員協議会、校区青少年健全育成会、螢池公民館、螢池図書館、人権平和センター螢池、螢池地域協議会、イタリア生活文化交流協会、教育センター、螢池公民分館、螢池校区福祉協議会、螢池自治会連合会、螢池延寿会、螢池地区民生児童委員会、団欒長屋、あたらすキッズ、ハンドベルチームmy－みゅう－、とよなか起業チャレンジセンター、人権文化まちづくり協会

組織図・組織体制

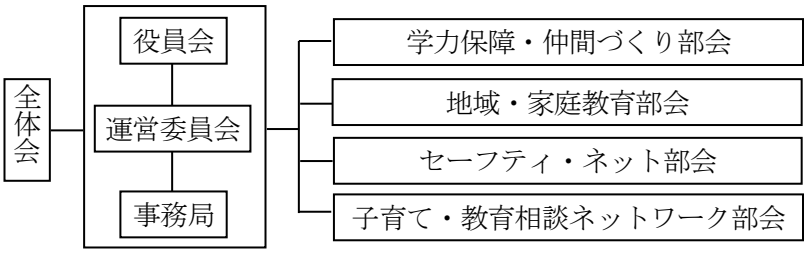

（２）活動方針

① 目的（会則から）

「人権と共生」をキーワードにとりくみをすすめてきた「十八中校区ふれあい教育推進事業」を継承、発展させ、学校・家庭・地域の三者の連携をより深め、「自分自身の課題を見つけ、人権意識を高め、人とつながって行動していく」子どもを育むための事業全体の企画及び課題について検討するものとする。

② 目的達成のための事業の推進

(1) 地域教育活動事業（情報誌の発行、子育て学習会等の開催、教育研究集会の開催、蛍池納涼祭の開催、フェスティバルの開催、その他地域の教育力活性化に資する事業）

(2) 学校教育支援事業（学校改善のための自己評価活動への協力、職業体験学習の実施に関する協力体制づくり、非行防止に関する取組み支援、その他学校教育支援に関する事業）

（３）具体的な活動

① 人権から地域を考える集い

子どもたちが生き生きと生活できる地域づくりをめざし、年一回「人権から地域を考える集い」を開催します。子どもの仲間づくりに学びながら大人のつながりをめざしています。

② ふれあい教育研究集会　～協働授業の取組み～

こども園・小学校・中学校・保護者・地域が一緒になって、子どもたちを見ていこう、育てていこうと「人権・なかま・学力」を視点に据えた協働授業（公開授業）に取り組みます。協働授業を通して、地域・保護者・学校が共に子育てや教育を考える機会としています。

③ 蛍池人権ネットワークまつり　～２月ふれあい月間～　ふれあいフェスティバル

子どもたちの表現活動を通して仲間づくりの豊かさを確かめ合い、大人自身が人権という価値観に根ざした、確かなつながりをつくる機会としています。

MEMO